

## 情報伝達行為への対応

- ・ 情報伝達行為に対する規制を設けることをどう考えるか
- ・ 情報伝達者に対する規制を設ける場合の規制の趣旨・保護法益をどう考えるか
  - ※市場の信頼性を害する独自の犯罪行為？インサイダー取引の教唆犯・幫助犯の明確化？
- ・ 規制対象をどう考えるか
  - － 行為主体
  - － 規制対象とする行為
    - どのような要件が考えられるか。結果としてインサイダー取引が行われたことを要件とするか。
  - － 「伝達」がなくても、未公表の重要事実に基づいて取引推奨する行為をどう考えるか
- ・ 具体的なエンフォース手段をどう考えるか
  - － 刑事罰
  - － 課徴金 ※情報伝達者の「利得」をどう考えるか。
  - － その他

## 課徴金額の計算方法

- ・ 「他人の計算」によるインサイダー取引の課徴金額の計算方法についてどのような見直しが考えられるか

現行は違反行為者の得る報酬額が、違反行為によって得た経済的利得相当額と考えられている。

現行の報酬額の計算方法は、「違反行為が行われた月の報酬額」×「運用財産の総額に対する対象銘柄の割合」。

その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み、どのようなインサイダー取引規制の見直しが考えられるか